

令和3年第9回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月28日(火) 午前9時30分～午前9時40分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19名
会長 19番 今田邦彦
会長職務代理 18番 畑雄二
委員 1番 澁谷英昭 2番 白木義一
3番 森良明 4番 太田秀樹
5番 貞廣樹良 6番 鈴木孝典
7番 高橋修 8番 吉田彰
9番 長谷川彰徳 10番 赤澤良一
11番 柏葉政良 12番 岩間秀一
13番 中澤裕幸 14番 齊藤良平
15番 峯崎光行 16番 田中政幸
17番 伊藤貢三

欠席委員(0名)

- 4 説明員 水上事務局長・佐藤事務局次長・山下農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 報告第8号 現況証明書交付報告の件
 - 第5 議案第26号 現況証明願の件
 - 第6 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第7 議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

令和3年第9回農業委員会総会

- 議長 ただいまより、令和3年第9回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。
日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、議席番号12番岩間秀一委員、13番中澤裕幸委員を指名いたします。
つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
- 委員 (なしの声)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。
つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。
ご質問ございませんか。
- 委員 (なしの声)
- 議長 ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
つぎに、日程の第4、報告第8号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 佐藤次長 ただいま議題となりました報告第8号現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の(2)により、会長専決として証明したので報告するものです。
(議案朗読省略)
確認事項としまして、昭和50年1月31日に5条許可を受けていますので、令和3年8月19日付けで証明書を交付したので報告します。なお、調査場所につきましては、報告第8号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
- 議長 ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。これに、ご質問ございませんか。

委員 議長	<p>(なしの声)</p> <p>ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。</p> <p>つぎに、日程の第5、議案第26号、現況証明願の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p>
佐藤次長	<p>ただいま議題となりました議案第26号現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。調査員につきましては、吉田委員を主任とする、長谷川委員、赤澤委員の3名により9月13日に現地調査を行いました。</p> <p>申請理由は全て地目変更登記のためです。</p> <p>(議案朗読省略)</p> <p>なお、調査場所につきましては議案第26号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、吉田委員から説明願います。</p>
吉田委員	<p>9月13日に長谷川委員、赤澤委員、私の3名で現地調査を行いました。1番は細い農道の奥にあり雑木や雑草が生い茂り、2番も住宅に隣接し雑草が生い茂っており、農地としては利用していませんでした。以上のことから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であるため、農地・採草放牧地以外と判断しました。</p>
議長	<p>ただいま、説明のあった現況証明願の件について、質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>(なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。</p> <p>つぎに、日程の第6、議案第27号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
山下係長	<p>ただいま議題となりました議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。</p>

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には該当しないものです。場所につきましては、議案第27号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員 (なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。

つぎに、日程の第7、議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

佐藤次長 ただいま議題となりました議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類はすべて所有権移転です。

(議案朗読省略)

なお、番号1番・9番は個人が利用権の設定等を受けるものであり13ページ別添1調査書、番号2番から8番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり14ページ別添2調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第28号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては9月28日を予定しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。
よって原案のとおり決定をいたします。
以上をもちまして、第9回農業委員会総会は閉会いたしま
す。ご苦労様でした。